

新居浜市生活排水処理基本計画

令和3年3月 策定

令和5年5月 改定

令和8年3月 改定（中間見直し）

新居浜市

目次

1. 生活排水処理基本計画の策定にあたって

- (1) 計画の目的 1
- (2) 計画の位置付け 1
- (3) 目標年次 2

2. 市の概要

- (1) 位置 3
- (2) 沿革 4
- (3) 気候 4
- (4) 人口・世帯数 5
- (5) 土地利用状況 7
- (6) 産業 8

3. 生活排水処理の現状と課題

- (1) 生活排水の処理主体 9
- (2) 生活排水処理の状況 10
- (3) 生活排水の処理形態別内訳 11
- (4) 生活排水処理率の推移 12
- (5) 公共下水道 13
- (6) 浄化槽 14
- (7) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況 15
- (8) し尿及び浄化槽汚泥の処理方法 16

4. 計画の基本方針

- (1) 生活排水処理に係る理念、目標 17
- (2) 生活排水処理施設整備の基本方針 17

5. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

ア	生活排水処理構想図	18
イ	生活排水の処理目標	19
ウ	生活排水処理人口	19
エ	生活排水処理人口の内訳	20
オ	生活排水を処理する区域及び人口等	20
カ	施設及びその整備計画の概要	21

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

ア	し尿・浄化槽汚泥の発生量見込み	22
イ	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬計画	23
ウ	し尿処理手数料の見直し	23
エ	災害時収集運搬計画	24

(3) その他

ア	住民に対する広報、啓発	24
イ	地域に関する諸計画との関係	24

6. 関係法令等

(1)	環境基本法	25
(2)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	25
(3)	下水道法	26
(4)	浄化槽法	26

1. 生活排水処理基本計画の策定にあたって

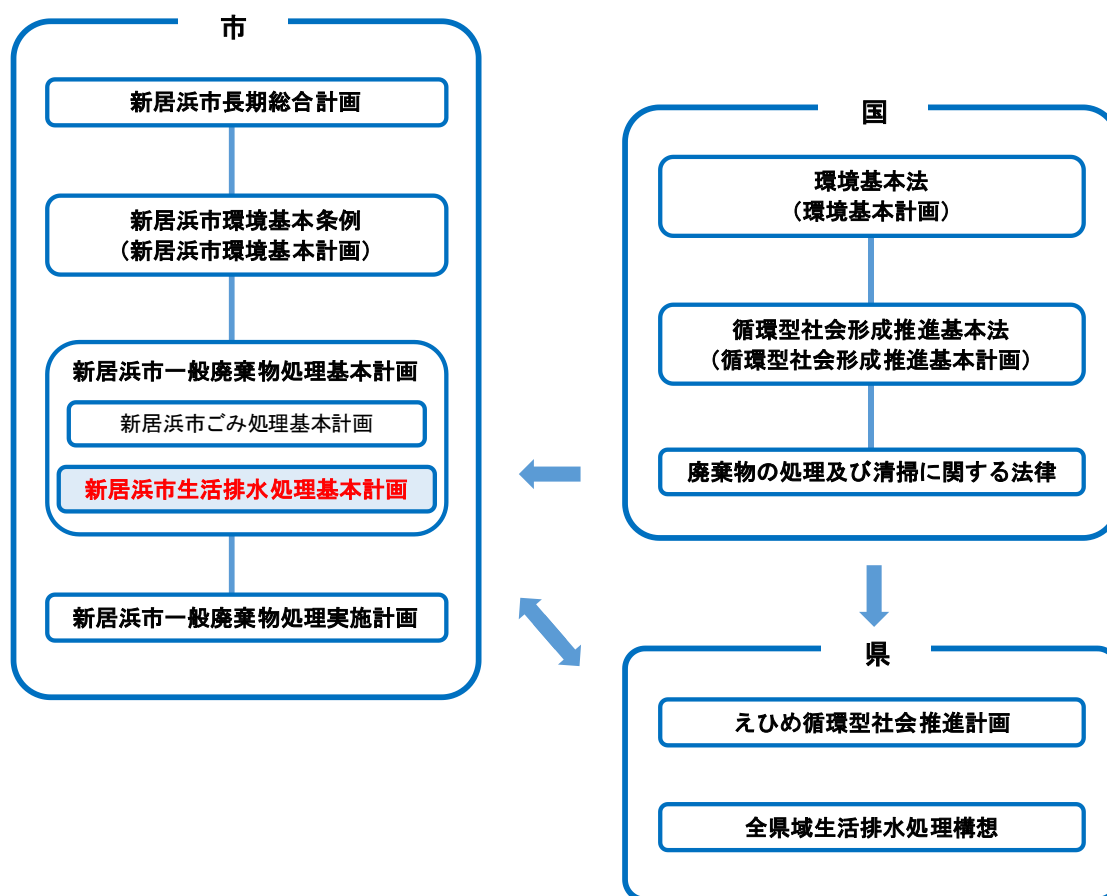
(1) 計画の目的

新居浜市生活排水処理基本計画（以下、「本計画」と言う。）は、長期的・総合的視点に立って、計画的な生活排水処理を行うための基本方針であり、生活排水の発生から最終処分に至るまでの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画の位置付けは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、ごみを除く一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の処理及び、生活排水の適正処理の推進を図るための計画となり、図-1に示す構成となっています。

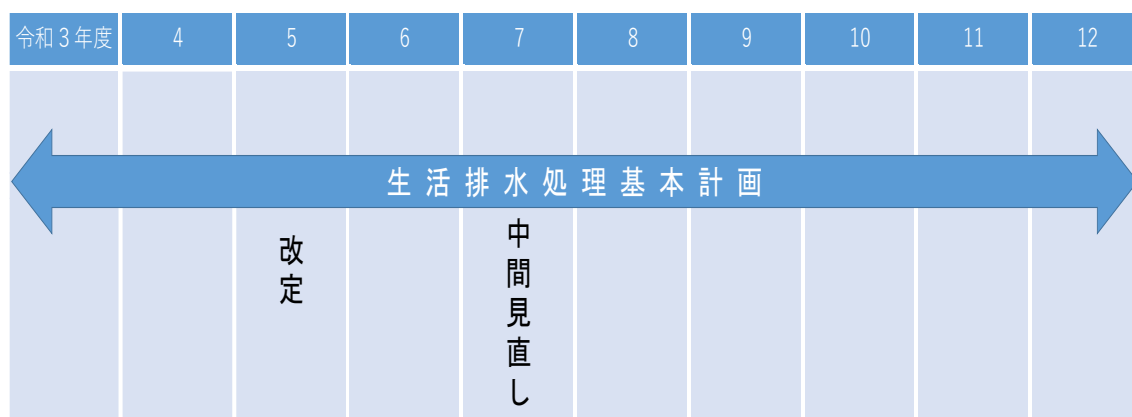
図-1（計画の位置づけ）



(3) 目標年次

令和3年度を初年度とし、令和12年度を最終年度とする向こう10年間の計画とし、社会情勢等による変化が想定しうるため、概ね5年ごとに見直しを行うものとします。

【本計画の期間】



令和4年度に公共下水道事業の下水道整備区域を見直したことにより、令和5年5月に新居浜市生活排水処理基本計画を改定し、令和8年3月に中間見直しを行いました。

2. 市の概要

(1) 位置

新居浜市（以下、「本市」と言う。）は、愛媛県の東部に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県に接し、北は瀬戸内海（燧灘）に面しています。

市域は東西20 km、南北21 km、面積は234.47 km²で、うち、林野面積171 km²、可住地面積63 km²です。

本市の位置は図－2に示すとおりです。

図－2（新居浜市位置図）



(2) 沿革

本市は、昭和12年に、新居浜町、金子村、高津村が合併して市制を施行し、昭和28年に垣生村、神郷村、多喜浜村、大島村を、昭和30年に泉川町、船木村、中萩町、大生院村を、昭和34年に角野町を、平成15年に別子山村を合併し、現在に至っています。

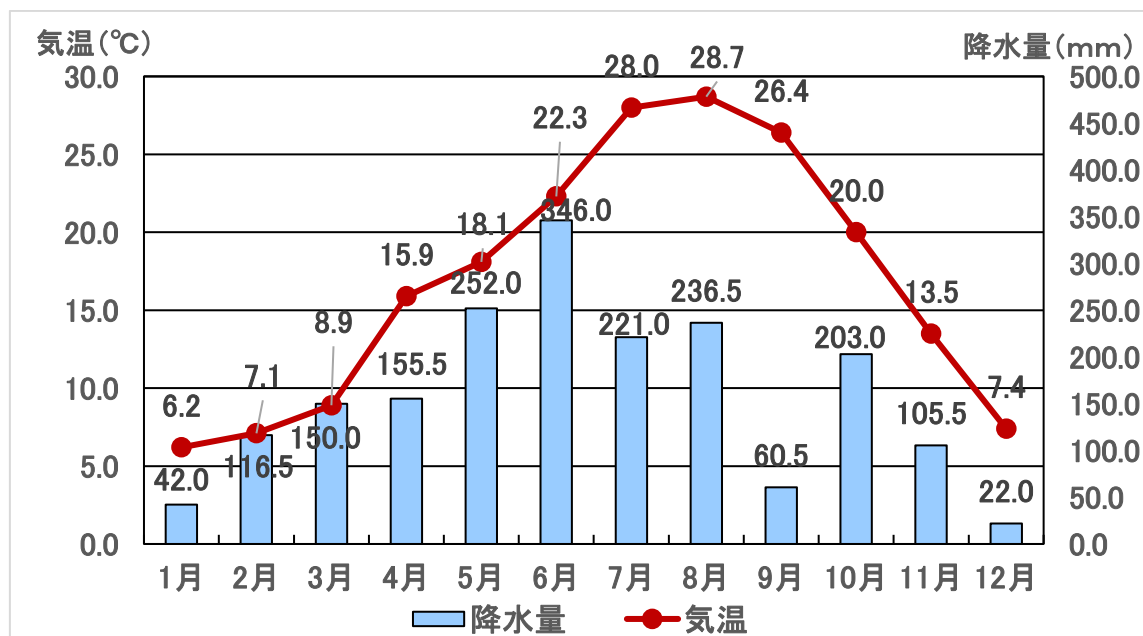
(3) 気候

気候は、四季を通して温暖小雨で晴天に恵まれた瀬戸内海式気候に属しています。

気象庁松山地方気象台において、常時観測している気象観測所としては、新居浜観測所があります。

令和6年の新居浜観測所における平均気温・降水量については、図-3に示すとおりです。

図-3 (平均気温・降水量 (出典：気象庁ホームページ 令和6年観測、新居浜観測所))



(4) 人口・世帯数

人口及び世帯数の推移は、表－1，図－4，図－5 に示すとおりで、令和6年度末で112,017人、57,412世帯です。

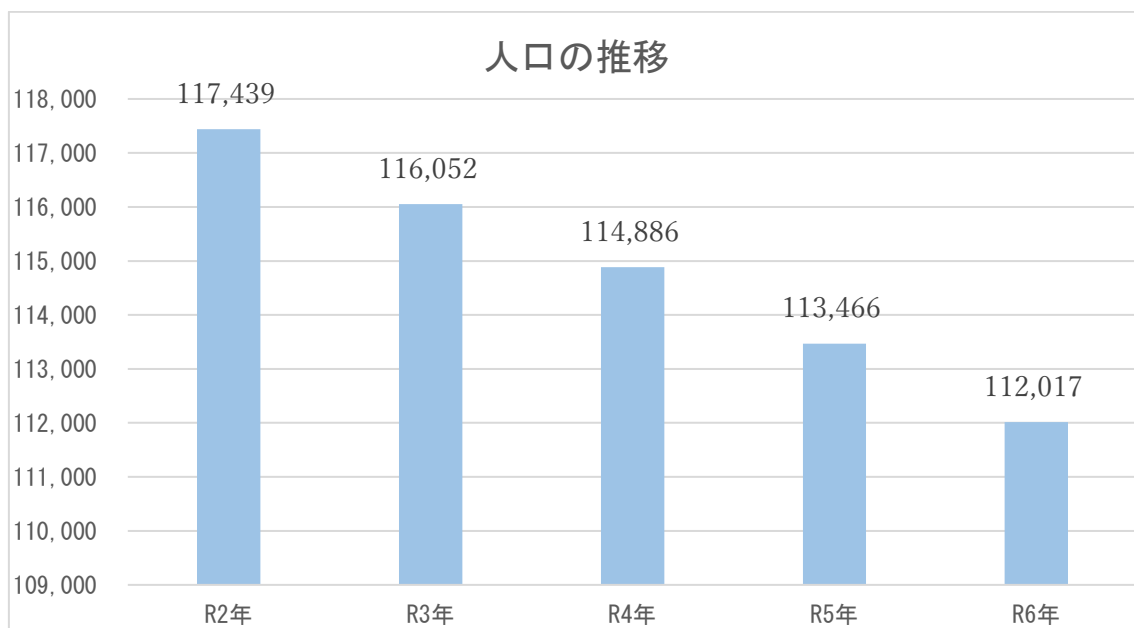
現況、将来予測ともに人口が減少傾向にあります。

世帯数は微減傾向で、1世帯あたりの人数は、年々減少しており令和6年度末で1.95人です。

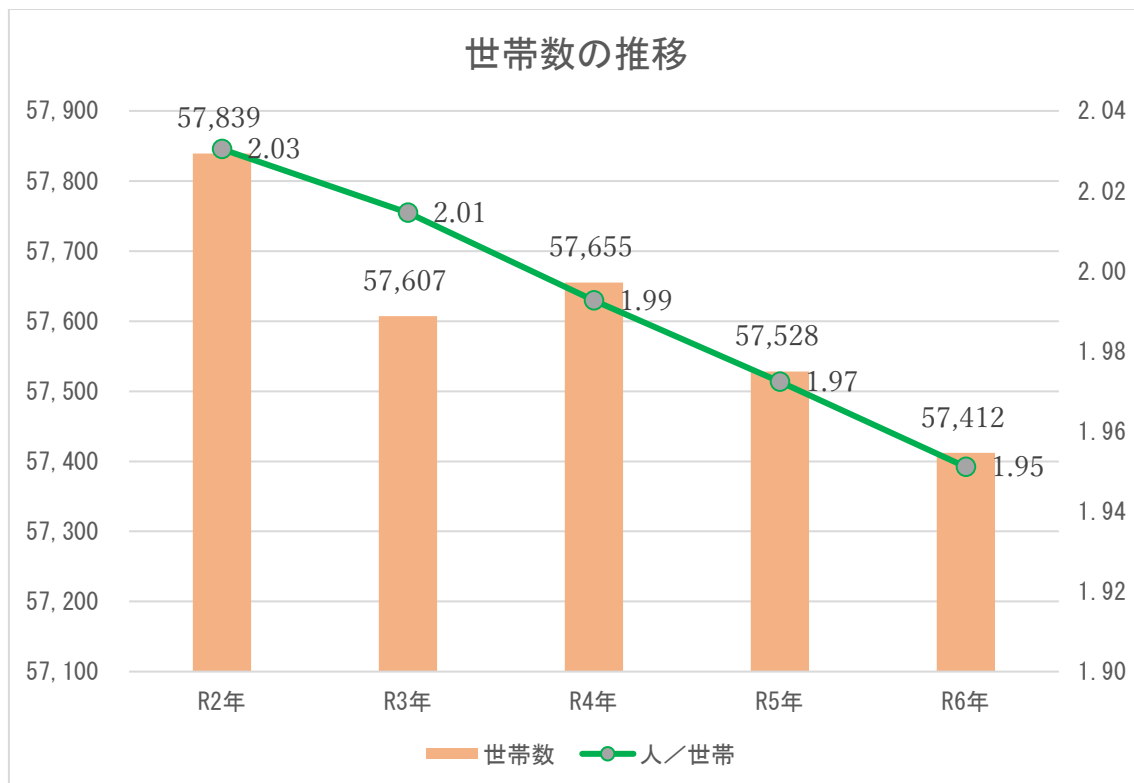
表－1 (人口・世帯数) 各年度末現在

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
人口	117,439	116,052	114,886	113,466	112,017
世帯数	57,839	57,607	57,655	57,528	57,412
人/世帯	2.03	2.01	1.99	1.97	1.95

図－4 (人口の推移 (各年度末現在))



図－5（世帯数の推移・各年度末現在）



(5) 土地利用状況

本市は、市域面積の7割以上を林野面積が占めており（図－6参照）
経営耕地面積が減少傾向にあります。

今後については、少子高齢化が進展しているのに加え、更なる人口減少を迎えると予測されているため、市民の安全で快適な生活と効率的な都市経営との両立を図る都市づくりを進める必要があります。

図－6（土地利用状況）



《土地利用方針》

■ 用途地域の方針の方針

①.商業・業務地

- ・地域特性に応じた魅力ある商業・業務地の形成

②.工業地

- ・臨海部における工業施設の集積

③.住宅地

- ・市街地中心部周辺の商業・業務地との調和を図った住宅地の整備
- ・周辺環境と調和した中高層住宅地の整備
- ・市街地南部の低密度なゆとりある住宅地の供給

③.沿道型施設立地ゾーン

- ・幹線道路の沿道における、周辺環境に十分配慮した沿道サービス型店舗や事務所の立地

■ 特定用途制限地域の方針

- ・良好な環境の形成・保全を図る観点から、特定の建築物の立地を制限しつつ都市の発展と産業の振興を図るために必要な見直しを実施

新居浜市都市計画マスタープラン

(6) 産業

商業は、住友諸企業の発展とともに、昭和通り・登道・銀泉街商店街と、喜光地商店街が形成されましたが、近年の車社会の進展、大型店舗の出店、インターネットショップの拡大、人口の郊外分散化、小売商業の競争形態の変化などにより、既存商店街は空き店舗が増大しています。

工業は、元禄4年(1691年)に、世界でも類を見ない大鉱床をもつ別子銅山の開坑に端を発し、銅、アルミ、ニッケル、肥料、機械製品を主とする製造業が発展し、これらを基幹産業として中小の下請け企業が数多く生まれ、四国屈指の工業都市となりました。

農業は、小規模零細の兼業農家が多く、農業従事者の減少、高齢化、都市化の進行による混住化、耕作放棄地の増加等が問題となっています。

表-2 (工業の累年比較)

出典：R6年度版 新居浜市統計書

年次	事業所数		従業者数		製造品出荷額等(百万円)	
	実数	対平成25年比	実数	対平成25年比	実数	対平成25年比
平成 25 年	200	100	8,485	100	658,215	100
26 年	200	100.0	8,958	105.6	729,841	110.9
28 年	211	105.5	9,145	107.8	703,935	106.9
29 年	202	101.0	9,536	112.4	702,415	106.7
30 年	197	98.5	9,478	111.7	797,360	121.1
令和 元 年	187	93.5	9,267	109.2	895,376	136.0
2 年	184	92.0	9,940	117.1	850,024	129.1
3 年	203	101.5	10,572	124.6	865,173	131.4
4 年	228	114.0	11,859	139.8	1,055,278	160.3
5 年	225	112.5	11,424	134.6	1,301,011	197.7

3. 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表－3のとおりです。

表－3（生活排水の処理主体）

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
終末処理場	し尿及び生活雑排水、 浄化槽汚泥	新居浜市
浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等

(2) 生活排水処理の状況

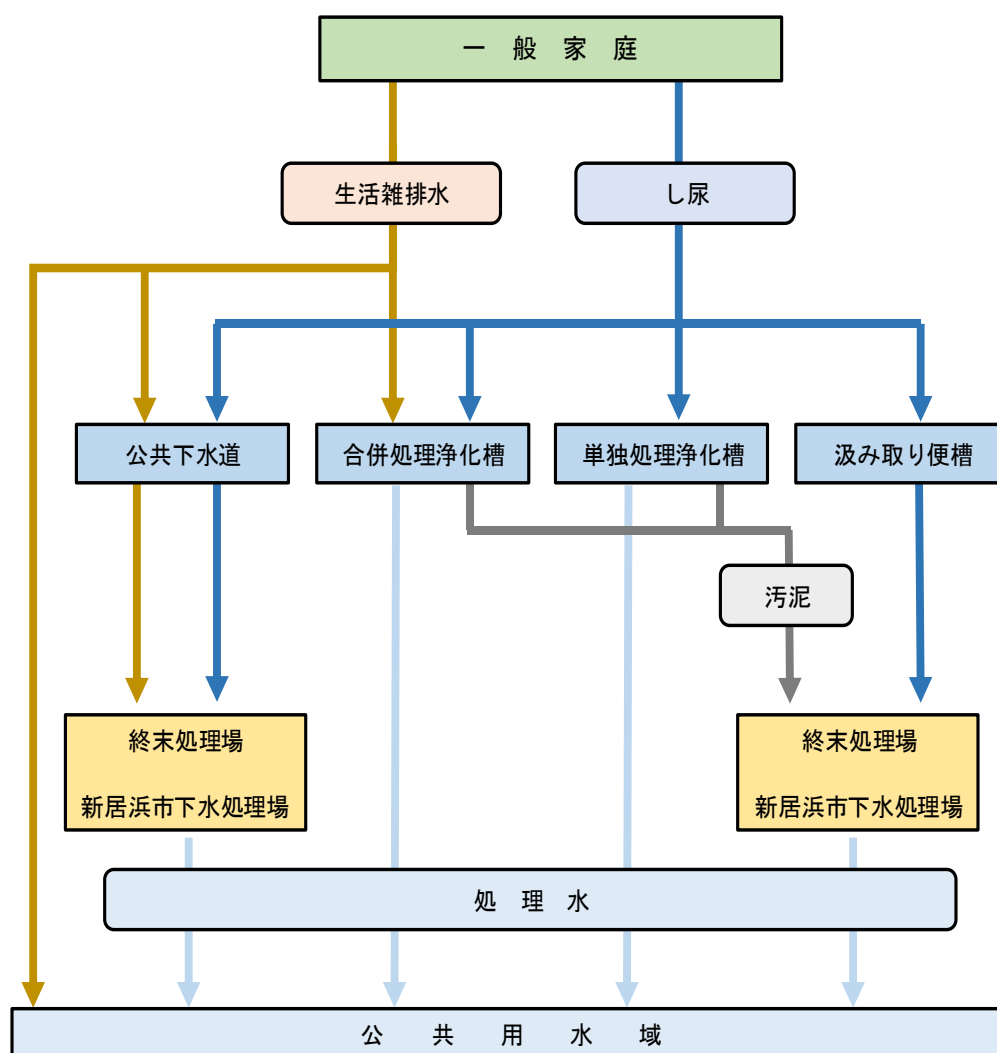
本市における生活排水の排出の状況は、図－7に示すとおりです。

し尿処理は公共下水道、汲み取り、単独及び合併処理浄化槽の4つの方法で行っています。

生活雑排水の処理は公共下水道と合併処理浄化槽の2つの方法で行い、それ以外は河川等に未処理で排出されています。

また、本市においては、コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設等による生活排水処理はありません。

図－7 (生活排水処理の状況)



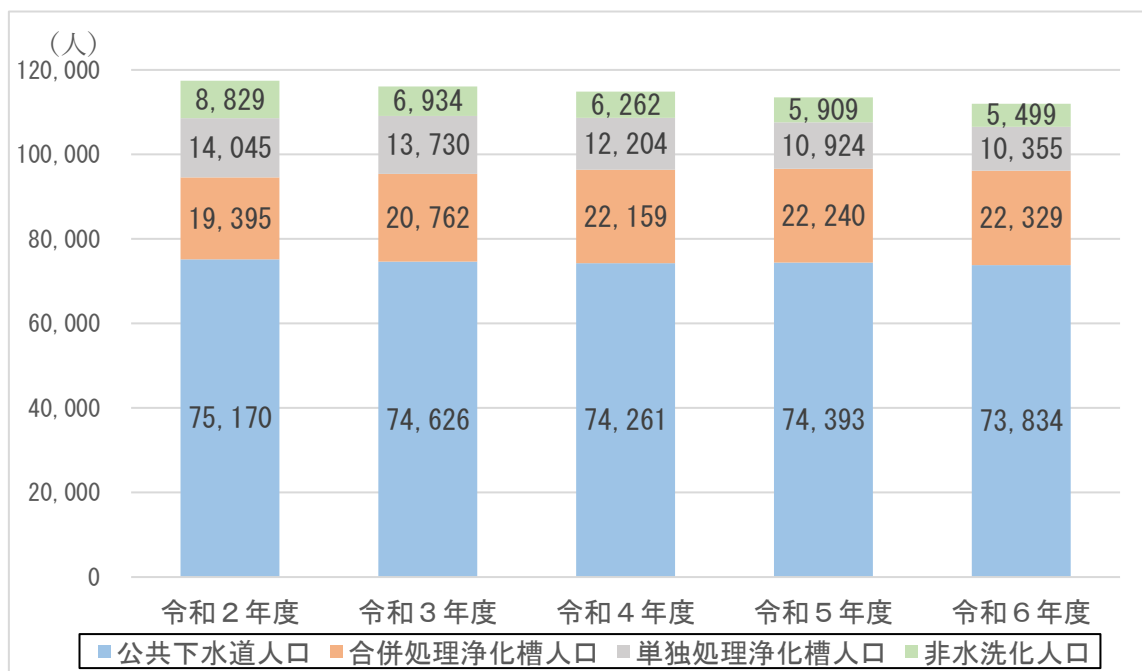
(3) 生活排水の処理形態別内訳

本市における生活排水の処理形態別内訳は、表－４のとおりです。
 公共下水道人口は減少傾向、合併処理浄化槽人口は増加傾向、単独
 処理浄化槽人口、非水洗化人口は減少傾向にあります。

表－４（生活排水の処理形態別内訳）

	(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 行政人口（計画区域内人口）	117,439	116,052	114,886	113,466	112,017
2. 水洗化人口 （生活雑排水処理）	94,565	95,388	96,420	96,633	96,163
(1) 公共下水道	75,170	74,626	74,261	74,393	73,834
(2) 合併処理浄化槽	19,395	20,762	22,159	22,240	22,329
3. 一部水洗化人口 （生活雑排水未処理） [単独浄化槽]	14,045	13,730	12,204	10,924	10,355
4. 非水洗化人口	8,829	6,934	6,262	5,909	5,499

図－８（生活排水の処理形態別内訳）



(4) 生活排水処理率の推移

令和6年度において、112,017人の内、96,163人については、生活排水の適正処理がなされています。

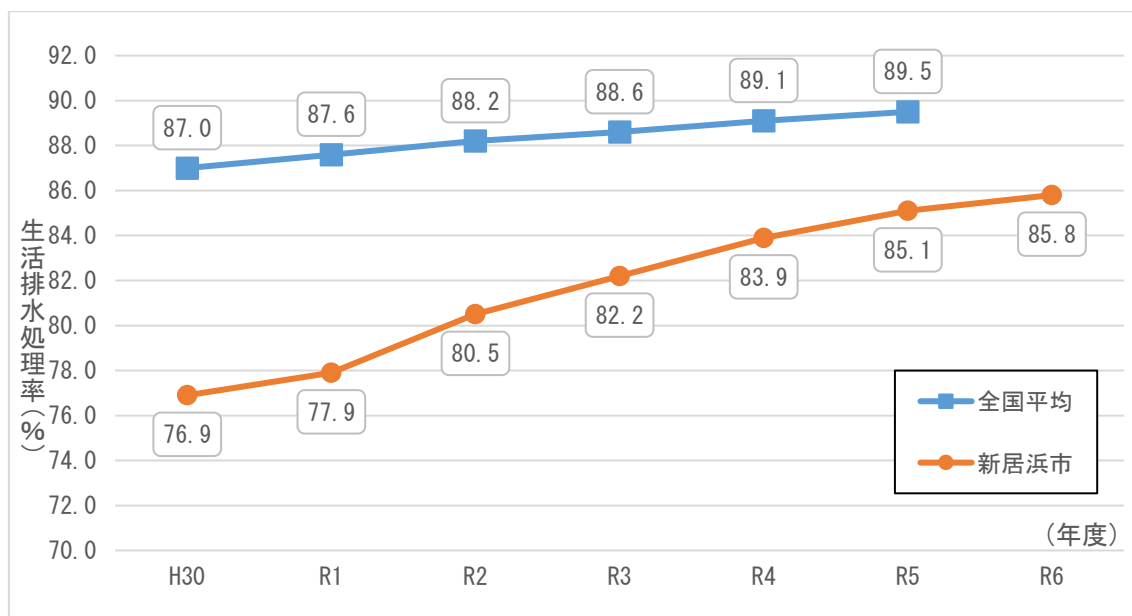
生活排水の適正処理とは、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理浄化槽や公共下水道の「汚水処理」のことをいいますが、未処理で川や水路に排出されている生活雑排水は、河川環境の汚濁原因の大きな要因になっています。

令和6年度末の生活排水処理率は85.8%で、年々増加していますが、全国平均よりも低い状況となっています。

(図-9 参照)

※生活排水処理率とは…住民基本台帳人口に対する生活雑排水処理人口の割合です。

図-9 (生活排水処理率の推移)



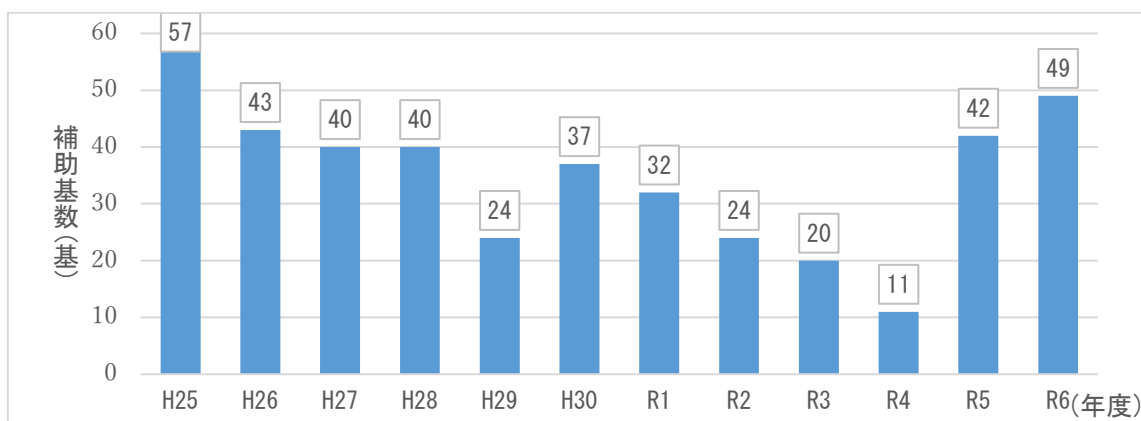
(6) 浄化槽

本市では、公共下水道事業計画に定められた予定処理区域外において、合併処理浄化槽の設置整備事業を、昭和63年度から実施しています。

汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切替する場合に補助金を交付することで、合併処理浄化槽への転換を促進しています。

また、令和4年度に公共下水道整備区域の見直しにより、全体計画区域が縮小され、加えて令和7年5月に浄化槽法の規定に基づき、公共下水道事業計画区域を除く市内全域を浄化槽処理促進区域と指定したことから、指定区域においては、今後さらなる合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。

図－１１（合併処理浄化槽補助実績）



本市における合併処理浄化槽の設置補助制度（令和7年4月現在）

区分	対象となる工事等	補助金額（交付限度額）
基準額	設置工事費用（5人槽）	332,000円
	設置工事費用（7人槽）	414,000円
	設置工事費用（10人槽）	548,000円
基準額への上乗せ補助額	単独処理浄化槽の撤去費用	120,000円
	汲取り便槽の撤去費用	90,000円
	宅内配管工事費用（単独転換時）	300,000円
	宅内配管工事費用（汲取り転換時）	300,000円

(7) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

年度別のし尿の排出状況は、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への更新に伴って減少傾向が続いています。

し尿収集量は減少傾向を示しているのに対して、浄化槽汚泥収集量は横ばい傾向を示しています。

総収集量に占める浄化槽汚泥の混入率が年々増加しており、令和6年度には55.3%に達しています。

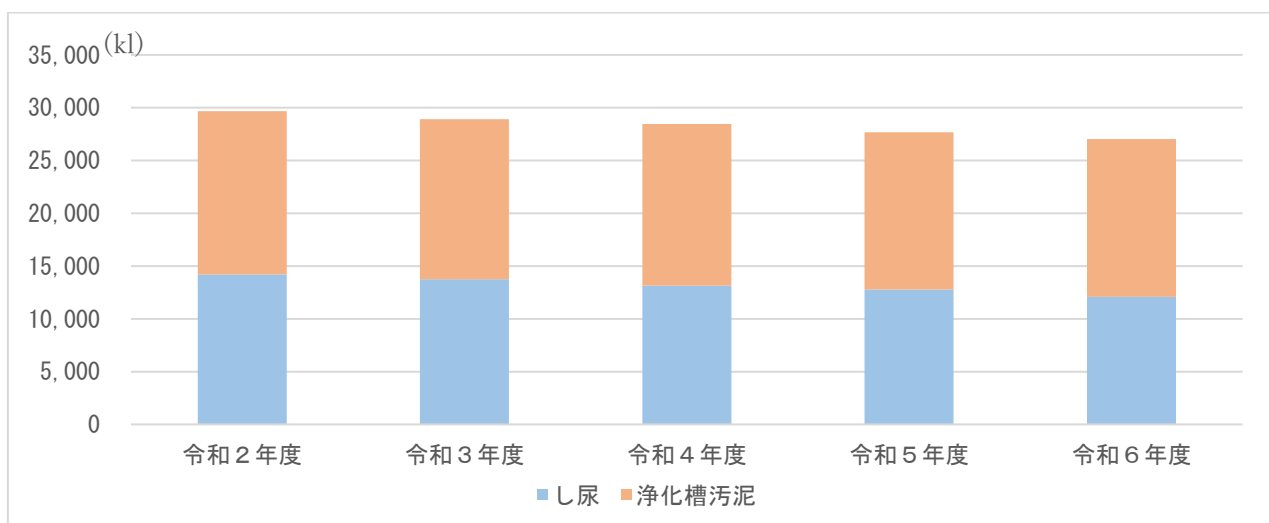
し尿・浄化槽汚泥の排出状況は、表-4、図-12のとおりです。

表-4 (し尿及び浄化槽汚泥の排出状況)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総搬入量	収集量合計	29,667	28,903	28,443	27,666	27,045
	し尿	14,196	13,740	13,154	12,792	12,092
	浄化槽汚泥	15,471	15,163	15,289	14,874	14,953
日平均量	収集量合計	81	79	78	76	74
	し尿	38.8 (47.9%)	37.6 (47.5%)	36.0 (46.2%)	35.0 (46.2%)	33.0 (44.7%)
	浄化槽汚泥	42.3 (52.1%)	41.5 (52.5%)	41.9 (53.8%)	40.8 (53.8%)	40.9 (55.3%)

図-12 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

(8) し尿及び浄化槽汚泥の処理方法



本市のし尿の収集・運搬については現在、委託・許可業者の2種類における体制で収集し、浄化槽汚泥については許可業者が収集しています。

その全量を本市の終末処理場（新居浜市下水処理場：新居浜市菊本町二丁目15番1号）で処理しています。

し尿・浄化槽汚泥の処理については、新居浜市下水処理場の浄化槽汚泥等受入施設へ搬入し、受入設備へ投入後、前処理設備で夾雑物（以下、「しさ」という。）を除去した後、貯留設備へ送ります。処理能力は、85kL／日です。しさは、清掃センターで焼却処理を行います。貯留したし尿・浄化槽汚泥は、最初沈殿池汚泥と混合し処理します。

4. 計画の基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

水環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で、生活排水対策を積極的に推進していくことが重要な課題となっている今日、本市でも社会的にその対策の必要性は、深く認識されています。

このような状況から、生活排水を適正に処理することにより、身近な公共用水域の水質改善を図るべく、生活排水処理に関する事業に取り組みます。

また、地域住民の理解と協力のもとに、生活環境により快適で豊かな水環境を得ることを生活排水処理の目標とします。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設の整備は、快適な日常生活を営むうえで不可欠であるばかりでなく、河川等の公共用水域の水質保全に大きく寄与するものです。

本市では、生活排水処理対策として水の適正利用に関する普及と啓発を行うとともに、生活排水処理施設整備の基本方針を次のとおりとします。

○都市計画区域内の用途地域のうち、工業地帯及び水面積を除く区域及び、特定用途制限地域のうち、既に集落が形成されている区域における生活排水処理は、公共下水道による処理を中心としてきました。しかし、全国各地での道路陥没事故や能登地震での被災状況などを踏まえると、老朽化対策や耐震化対策を実施することが急務であることから、今後の整備については居住誘導区域内を基本とし、効率的な整備に努めて実施します。

公共下水道が整備された区域においては、すべての家庭、事業所等が公共下水道へ接続するよう、啓発あるいは指導を行います。

○公共下水道事業計画区域を除く市内全域を浄化槽処理促進区域と指定し、合併処理浄化槽による処理を中心とします。

本市では、合併処理浄化槽が計画的に整備されるよう、引き続き住民に対して啓発し、推進していきます。

また、補助金の交付を行うことにより、現在設置されている汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

○し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で処理します。

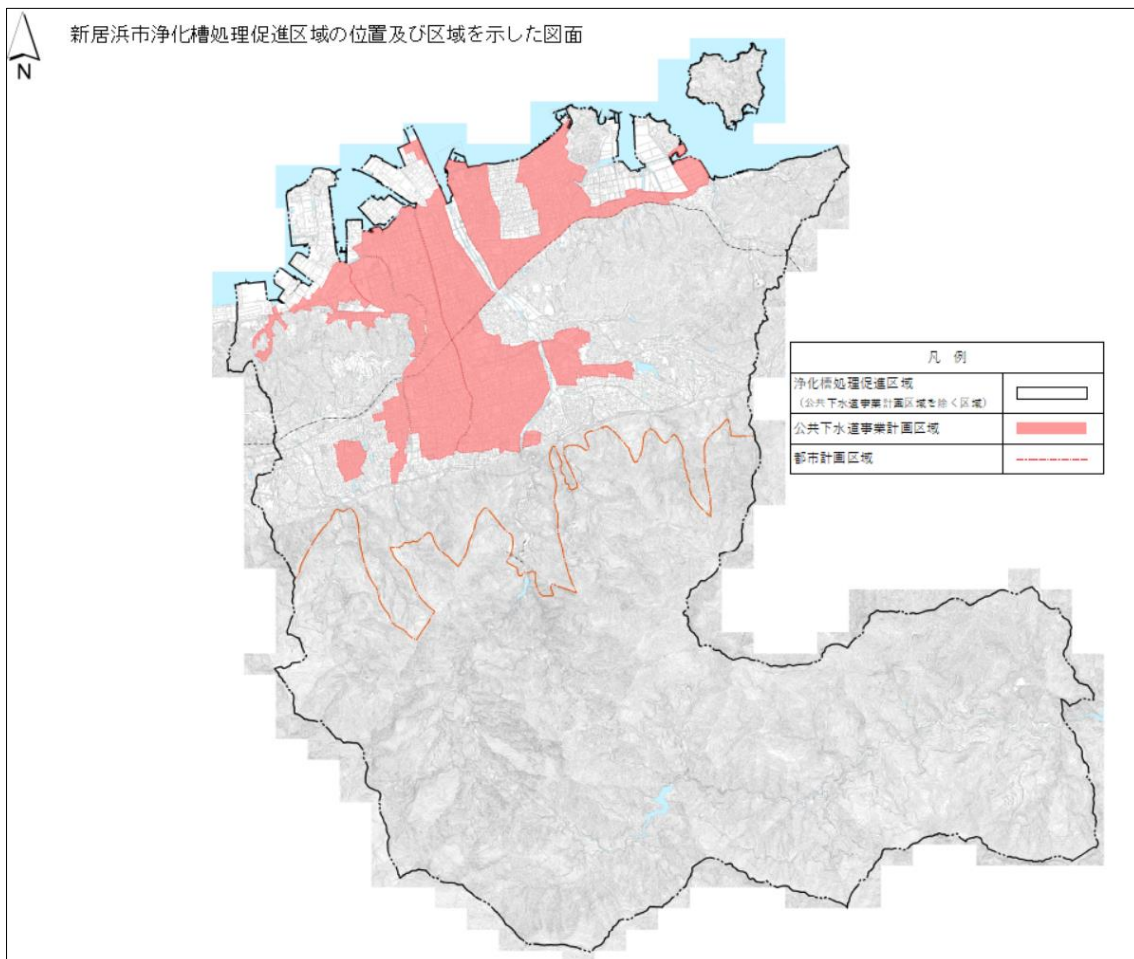
本市では、市が管理・運営する終末処理場で、将来にわたり安定して安全に処理が継続できるよう、必要に応じた適切な整備を行います。

5. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

「基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、概ね排水を施設で処理することを目標とし、また、市内の各地区の実情に応じた処理方式を採用するものとなりました。

ア. 生活排水処理構想図



イ. 生活排水の処理目標

生活排水処理率の目標は表－５のとおりです。

表－５（生活排水処理率の目標）

	計画当初 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	最終目標 (令和 12 年度)
生活排水処理率	77.9%	87.7%	92.5%

※生活排水処理率とは・・・住民基本台帳人口に対する生活雑排水処理人口の割合です

ウ. 生活排水処理人口

本市における水洗化人口等の将来予測については、表－６のとおりです。

表－６（水洗化人口等）

(人)

	計画当初 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	最終目標 (令和 12 年度)
1. 行政区域内人口	118,521	114,200	104,245
2. 計画処理区域内人口	118,521	114,200	104,245
3. 水洗化人口 (生活雑排水処理)	92,306	100,111	96,411

エ. 生活排水処理人口の内訳

本市における生活排水処理人口の将来予測については、表－７のとおりです。

表－７（生活排水処理人口の内訳）

(人)

	計画当初 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
1. 行政人口	118,521	114,200	104,245
2. 水洗化人口 (生活雑排水処理)	92,306	100,111	96,411
(1) 公共下水道	75,542	77,200	71,917
(2) 合併処理浄化槽	16,764	22,911	24,494
3. 一部水洗化人口 (生活雑排水未処理) [単独浄化槽]	16,263	9,386	5,239
4. 非水洗化人口	9,952	4,703	2,595

オ. 生活排水を処理する区域及び人口等

本市の市街地部分は公共下水道事業計画区域内で、公共下水道の整備をしており、都市河川、水路は、順次水質改善がなされつつあります。

公共下水道事業計画区域外については、浄化槽処理促進区域を指定したため、生活環境の改善、自然環境、公共用水域の水質改善を重点目標として合併処理浄化槽の整備を進めています。

カ. 施設及びその整備計画の概要

施設名	計画処理区域	計画処理人口	整備着手年度
公共下水道	公共下水道 整備面積 2,576ha	区域内人口 81,075人	昭和35年度～
合併処理浄化槽	浄化槽処理促進区域	23,170人	合併処理浄化槽 (昭和63年度～) ※令和4年度より、下水処理場において、し尿及び浄化槽汚泥の共同処理を行っている。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

公共下水道の普及に伴い、し尿・浄化槽汚泥発生量が経年的に減少し、合併処理浄化槽の普及により発生量に占める浄化槽汚泥の割合が増えることが見込まれます。

このため、し尿・浄化槽汚泥収集・処理量の減少と、浄化槽汚泥含水率の増加等質的な変化に対応した処理について考慮していく必要があります。

ア. し尿・浄化槽汚泥の発生量見込み

生活排水処理人口将来予測で予測した人口と近年の実績に基づき設定した発生原単位（1人1日当たりの排出量）から、将来発生するし尿及び浄化槽汚泥量を予測しました。

し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位

合併処理浄化槽	1.50 L/人・日
単独浄化槽	0.94 L/人・日
し尿汲み取り	3.56 L/人・日

し尿及び浄化槽汚泥発生量の予測

(kl)

		計画当初 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
年間 発生 量	浄化槽汚泥量	14,796	15,764	15,040
	合併処理浄化槽	9,300	12,544	13,254
	単独浄化槽	5,496	3,220	1,786
	し尿汲み取り	14,611	6,111	9,260
	合 計	29,407	21,875	24,300
日 平 均 値	浄化槽汚泥量	40.4	43.1	41.2
	合併処理浄化槽	25.4	34.3	36.3
	単独浄化槽	15.0	8.8	4.9
	し尿汲み取り	39.9	16.7	25.4
	合 計	80.3	59.8	66.6

イ. し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、平成4年度より、直営を廃止し、委託・許可業者の二者で実施しています。

公共下水道整備の進捗と人口減少等により、長期的には、し尿及び浄化槽汚泥の収集量については、減少していくことが予測されます。

今後の収集及び運搬について当面の間、現在の許可業者3社で行う体制を維持しつつ、収集運搬許可業者の経営基盤の整備・強化並びに転廃業及び減車等に係る自助努力を促し、今後の収集量に応じて、し尿収集体制の見直しを図っていく必要があります。

ウ. し尿処理手数料の見直し

し尿処理手数料は、適正な処理を継続して実施できるよう、し尿収集量に応じて随時見直しを行っていく必要があります。

年 月 日	手数料（円）		備 考
	定額制 （一人/円）	従量制 （18L 毎）	
平成元年4月1日	220	110	消費税導入 3%
平成4年6月1日	250	125	18L 未満 63円
平成8年4月1日	300	150	18L 未満 75円
平成9年4月1日	300	150	消費税増税 3%→5%
平成18年4月1日		180	定額制廃止 18L 未満 90円
平成26年4月1日		180	消費税増税 5%→8%
平成30年4月1日		200	18L 未満 100円
令和元年10月1日		200	消費税増税 8%→10%
令和6年4月1日		230	18L 未満 115円

エ. 災害時収集運搬計画

災害時の仮設トイレ等のし尿収集は、一般廃棄物（し尿）収集運搬業許可業者等に委託します。

特に災害発生直後には、下水道施設の普及地域については、下水道施設の被災状況が把握できるまで、水洗トイレの使用を制限し、仮設トイレ等を使用するものとし、避難所において使用が見込まれるマンホールトイレ、トイレカー及び携帯トイレ等については、パッカー車によるごみ収集時において、破裂等による事故が生じないように排出方法について速やかに市民に周知します。

なお、一般家庭や事業所から発生する、し尿及び浄化槽汚泥は平常時どおり許可業者による収集を原則とします。

（３）その他

ア. 住民に対する広報、啓発

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因になることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性について啓発していく必要があります。

また、公共下水道整備計画区域外においても、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理によって公共下水道と同程度の処理性能が発揮できることを周知し、浄化槽設置整備事業補助制度の活用による設置促進を働きかけていきます。

イ. 地域に関する諸計画との関係

本計画の推進にあたっては、新居浜市長期総合計画、新居浜市環境基本計画、新居浜市公共下水道事業計画などの諸計画との整合を図り、これらの計画の見直しがあった場合は、本計画への影響等を整理したうえで、再検討を行い必要な対策を講じていくこととしています。

6. 関係法令等

本計画の策定にあたり、関連する主な法令等を以下に示します。

(1) 環境基本法

「環境基本法」の目的は、「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること」です。

第1章総則では、第2条において「環境への負荷」、「地域環境保全」及び「公害」の定義がなされ、第3条～第5条において「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会の構築」及び「国際的協調」の3つの基本理念が定められています。

第2章では環境の保全に関する基本的施策が定められています。

環境基本計画、環境基準、特定地域における公害防止計画の策定、国が講ずる環境保全のための諸施策、地球環境保全に関する国際協力、地方公共団体の施策等が列挙されており、費用負担として汚染者負担原則に加え受益者負担の考え方が導入されています。

第3章では従来の公害対策審議会に代わる環境審議会の設置が定められています。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）」の目的は、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」です。

廃棄物処理法は、第1章総則、第2章一般廃棄物、第3章産業廃棄物、第4章雑則、第5章罰則となっており、廃棄物の適正処理、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の設定等が規定されています。

第2条は、廃棄物処理法が対象とする廃棄物の範囲及びその内容が定義されており、し尿及び浄化槽汚泥は一般廃棄物となります。

また、第6条においては「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされ、一般廃棄物処理基本計画の策定を義務づけています。

(3) 下水道法

「下水道法」の目的は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること」です。

特定事業場から排水を下水道に排除する場合には、政令で定められる水質基準及び下水道管理者が条例で定める水質基準が適用されます。

また、下水道施設の機能を妨げ、または損傷するおそれがある下水を継続して排除するときは、「除害施設」の設置が必要となります。

(4) 浄化槽法

「浄化槽法」の目的は、「浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること」です。

ここで、「浄化槽」とは、便所と連結してし尿と併せて雑排水を処理し、終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備または施設であって、公共下水道及び流域下水道並びに一般廃棄物処理計画に従って市町村が設置した、し尿処理施設以外のものをいいます。